

兵庫県保険者協議会設置運営要綱

制 定	平成 27 年	4 月	1 日
改 正	平成 28 年	3 月	7 日
	平成 30 年	3 月	8 日
	平成 30 年	10 月	25 日
	平成 31 年	2 月	15 日
	令和 5 年	11 月	30 日

(目的)

第 1 条 兵庫県保険者協議会（以下「協議会」という。）は、兵庫県内の保険者（高齢者の医療の確保に関する法律（昭和 57 年法律第 80 号）第 7 条第 2 項に規定する保険者及び同法第 48 条に規定する後期高齢者医療広域連合をいう。以下同じ。）の加入者に係る健康づくりの推進に当たり、保険者間の問題意識の共有や、それに基づく取組の推進等を図るとともに、兵庫県医療費適正化計画の策定又は変更、同計画の実施についての都道府県への協力、兵庫県医療計画の策定又は変更に当たっての意見提出等を行うことを目的とする。

(事業)

第 2 条 協議会は、前条の目的を達成するために、次の事項について協議を行うものとする。

- （1）特定健康診査等の実施、高齢者医療制度の運営等に関する保険者その他の関係者間の連絡調整
- （2）保険者に対する必要な助言又は援助
- （3）医療に要する費用等に関する情報についての調査及び分析
- （4）医療費適正化計画の策定及び変更並びに当該計画の目標の達成状況及び施策の実施状況の調査及び分析に関し、保険者協議会において行った調査及び分析の結果等に基づく意見提出
- （5）医療費適正化計画の実施についての兵庫県への協力
- （6）医療計画の策定及び変更に関し、保険者協議会において行った調査及び分析の結果等に基づく意見提出
- （7）その他目的を達成するために必要な事項に関すること

(構成)

第 3 条 協議会は、次の者を委員として構成する。

- | | |
|--------------------------|-----|
| (1) 国民健康保険の保険者等県を代表する者 | 2 名 |
| (2) 全国健康保険協会都道府県支部を代表する者 | 1 名 |
| (3) 健康保険組合を代表する者 | 1 名 |
| (4) 国民健康保険の保険者たる市町を代表する者 | 1 名 |
| (5) 国民健康保険組合を代表する者 | 1 名 |
| (6) 共済組合を代表する者 | 1 名 |
| (7) 後期高齢者医療広域連合を代表する者 | 1 名 |
| (8) 健康保険組合連合会支部を代表する者 | 1 名 |
| (9) 国民健康保険団体連合会を代表する者 | 1 名 |
| (10) 兵庫県医師会を代表する者 | 1 名 |
| (11) 兵庫県歯科医師会を代表する者 | 1 名 |
| (12) 兵庫県薬剤師会を代表する者 | 1 名 |
| (13) 兵庫県看護協会を代表する者 | 1 名 |
| (14) 兵庫県栄養士会を代表する者 | 1 名 |

2 協議会は、学識経験者並びに企業及び大学等の関係者等の参画及び助言を求めることができる。

(任期)

第4条 委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員に欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(協議会の運営)

第5条 協議会に会長1名、副会長2名及び監事2名を置くこととし、委員の互選により選任する。ただし、必要があるときは、委員以外の者から選任することを妨げない。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、あらかじめ会長が指名した副会長がその職務を代理する。

4 監事は、協議会の財務を監査し、定期的に監査報告を行う。

(議事)

第6条 協議会は、委員の4分の3以上が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。

2 協議会の議事は、委員のうち会議に出席したものの過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

3 会議は、必要に応じて会長が招集し、会長がその議長となる。

- 4 委員が会議に出席することができない場合、委員が所属する団体に所属する者を代理人として出席させることができる。なお、代理人は、事前に委任状を会長へ提出しなければならない。

(専門部会の設置)

第7条 協議会には必要に応じて専門部会を設置できるものとする。

(費用の負担)

第8条 協議会の運営等に要する経費については、第3条第1項第1号から第9号までに掲げる構成団体が応分に負担する。

(事務局)

第9条 協議会の事務は、兵庫県及び兵庫県国民健康保険団体連合会が処理する。

- 2 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営その他庶務の分担に関する事項については、第3条第1項各号に掲げる委員間において協議する。

附 則

- 1 この要綱は、平成27年4月1日から施行する。
2 第8条に定める経費については、国から助成を受けられる間については、当該助成額を控除して得た額とする。

附 則（平成28年3月7日）

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成30年3月8日）

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（平成30年10月25日）

この要綱は、平成30年10月26日から施行する。

附 則（平成31年2月15日）

この要綱は、平成31年2月15日から施行する。

附 則（令和5年11月30日）

この要綱は、令和5年11月30日から施行する。